

特定保健指導の対象となられた皆さまへ

## 令和6年度 特定保健指導への申し込みのお願い

令和6年度の特定保健指導への参加申し込みを受け付けていますが、現状申し込み人数が極めて少ない状況です。ご案内を受け取られた方は、早急にお申し込みいただけますようお願いいたします。

**\*特定保健指導の実施率が低い健保組合は国よりペナルティが課され、保険料のアップに直結します！**  
(当組合の場合の想定される保険料の増加額：被保険者1人当たり最大約1万3千円)

当健保組合は皆様よりお預かりした保険料より、毎年8.6億円程度を「後期高齢者支援金」として国へ納付しています。「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定により、特定保健指導の実施率が一定以上に満たない組合はこの支援金額の最大10%相当額を上乗せして納付する必要があるため、当組合の場合、この上乗せ額(加算金)は約8.6千万円と推計されます。健保組合はこれを保険料率のアップという形で皆さまに転嫁せざるを得ず、企業にとっては法定福利費の負担増、被保険者の皆さまにとっては給与・賞与の手取り額の減少につながります。

兼松連合健康保険組合の後期高齢者支援金の額：毎年8.6億円程度

特定保健指導の実施率の低い組合に対する加算率：最大10%

当組合の想定される加算額(ペナルティ)：最大 8.6億円 x 10% = 約8.6千万円

当組合の被保険者1人当たりの負担増：8.6千万円 ÷ 被保険者数6,500人 = 13,200円

(企業と被保険者で折半)

当組合の場合、特定保健指導の対象者は毎年650人程度(被保険者)です。被保険者6,500人の負担増の有無が、当該650人程の一人一人の健康への取り組み状況にかかっています。今年度に特定保健指導の対象者となられた方々におかれましては、上記についてご理解いただき、特定保健指導にお申し込みのうえ、生活習慣病の改善にお取り組みいただけますようお願いいたします。

**\*アウトカム(成果)次第で、プロセス(取り組み状況)に関係なく特定保健指導を終了することが出来るようになりました！**

令和6年度から始まった国の第4期特定健診・特定保健指導計画において、特定保健指導にアウトカム評価(成果を評価するもの)が導入されました。具体的には、腹囲▲2cm且つ体重2kgの減少が達成できれば、プロセスに関係なく特定保健指導プログラムを終了させることが出来ます。その他評価方法等にいくつかの変更があり、全体的に以前より取り組みやすくなっています。これまでに特定保健指導を経験されている方も、再度申し込みを行っていただき、新たな気持ちで特定保健指導に取り組みいただけますようお願いいたします。

以上

兼松連合健康保険組合